

【アメリカ】 違法漁業等規制法

海外立法情報課 井樋 三枝子

* 2015年11月5日、IUU（違法・無報告・無規制）漁業を行う外国船舶の取締等に対する沿岸警備隊等の権限を強化する「IUU漁業規制法」が成立した。

1 IUU 漁業をめぐる世界の動向

IUU (Illegal (違法)・Unreported (無報告)・Unregulated (無規制)) 漁業とは、国家、地域及び国際間の漁業に関する保存・管理措置に従わない漁業活動をいう。国連食糧農業機関 (FAO) による 2009 年の「IUU 漁業を防止、阻止及び排除するための国際行動計画」における定義では、違法漁業とは、漁期外の漁獲、禁止魚種の捕獲、禁止漁具による漁獲及び割当許可以上の（若しくは無許可の）漁獲を、無報告漁業は、各国の当局や地域漁業管理機関 (regional fisheries management organization: RFMO) に不正確な報告をした漁業活動をいい、無規制漁業とは、保存・管理措置対象外の水域で、何の規制にも服さず行われる漁業活動をいう。なお、RFMO とは、一定水域における漁業管理を目的とし、条約に基づいて設置される国際機関であり、公海及び排他的経済水域の漁業資源の保存・管理措置を定め、それが遵守されない場合には資源を利用させないこと、公海上にあっても、加盟国・協定国に他国船舶に対する乗船検査を認めること等、漁業資源保護と持続可能な漁業活動のための対策を定め、執行することを役割としている。

IUU 漁業は、世界の漁獲量の 5 分の 1 を占め、推計で 100 億ドルから 235 億ドルの規模があるとされ、漁業資源の枯渇を引き起こすこと以外にも従事者に対する強制労働等、問題の多い行為である。そのため、FAO は IUU 漁業の防止や排除を目指し、IUU 漁業やそれを支援する船舶を世界の港から排除し、IUU 漁業による漁獲物を各国の市場から排除することを内容とした「IUU 漁業の防止、抑止及び排除のための寄港国措置条約 (PSMA)」を 2009 年に採択した。合衆国は PSMA を 2014 年 4 月に批准したが、2015 年 12 月現在、同条約は発効に必要な 25 か国の加盟が未達成である。

2 法の概要

IUU 漁業の規制については、オバマ政権も積極的に取り組む姿勢を見せており、2014 年 6 月 17 日、大統領覚書で「IUU 漁業及び不正な水産物撲滅に関する大統領特別委員会」を設置した。そして、連邦議会も PSMA に則った IUU 漁業の防止や排除を目指し、IUU 漁業規制法を可決、2015 年 11 月 5 日に大統領署名により、同法は成立した (P.L.114-81)。

IUU 漁業規制法は 3 章からなり、第 1 章及び第 2 章では、主として既存の法律の改正を、第 3 章で PSMA の実施に関連した条項を新たに定めている。

第 1 章は、IUU 漁業に対する法執行強化のための、各種法律の改正である。公海における流し網漁操業停止擁護法と 8 つの国際漁業協定のための国内法 (1985 年太平洋サケ・マス条約法、2015 年アンティグア条約適用法等、計 8 件) の執行権を、大統領から商務長官

(以下、「長官」という。)及び沿岸警備隊を所掌する長官(現在は、国土安全保障長官。)に変更し、長官は、RFMO、FAO等との情報共有やIUU漁業活動の国際的な監視等の活動を行う権限を付与される。例えば、長官は、過去3年間でIUU漁業に関係する(IUU漁業を「支援する」活動までを広く含む。)船舶をリスト化し、そこに掲載された船舶の旗国及び合衆国大統領に、その旨を通知する義務等を負うこととなった。

第2章は、東太平洋におけるマグロ類の国際的管理について定める全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約(アンティグア条約)の適用に関し、コミッショナーやコミッショナー代理の選任手続や手当等に関して新たな規定を設けている。

第3章には、「2015年寄港国条約法」という簡略名称が付与されている。

外国船舶は、今後、合衆国の港へ寄港する前にPSMA第8条附属書Aにより要求される情報の、長官への提出が義務付けられる。長官は、外国船舶が寄港可能な合衆国の港を指定し、リスト化して公告することができる。また、外国船舶、政府等から提供された情報に基づき、個々の船舶の寄港の許可又は拒否を決定し、結果を当該の外国船舶やその代表者、沿岸警備隊を所掌する長官に対して通知しなければならない。長官は、IUU漁業やそれを支援する活動に従事している、又はこの法律に違反していると信じるに足る相当の根拠を有する場合、そのような船舶をIUU漁業に関係する船舶としてリスト化し、寄港を拒否しなければならない。寄港拒否の決定は、当該船舶の旗国に通知しなければならない。沿岸警備隊を所掌する長官は、長官によりリスト化された船舶、IUU漁業やそれを支援する活動に従事している、あるいはこの法律に違反していると信じるに足る相当の根拠がある船舶の寄港は拒否しなければならない。しかし、このような船舶であっても、急病人発生等の人道上の理由があるときは、寄港を認めることができる。ただし、荷揚げや給油のための設備の利用等は拒否しなければならない(第304条及び第305条)。

長官及び沿岸警備隊を所掌する長官は、PSMA及びこの法律の目的を達成するため、必要に応じ、合衆国の港における外国船舶の査察を行わなければならない。査察において、この法律で禁止されている行為が行われていたという相当な理由がある場合には、捜査官等に対し、乗船しての査察、船舶・記録類・機器・設備等の捜索・押収及び関係者の逮捕を認める。査察により、外国船舶がIUU漁業又はそれを支援する活動に従事していたと信じるに足る相当の理由を、長官が得た場合には、当該船舶による港の設備の利用を拒否しなければならない(第306条)。

査察又は法執行活動の権限を有する捜査員等への乗船拒否・査察妨害、虚偽情報の提供、逮捕への抵抗等は不法行為となり、罰金や刑事罰が科される。また、この法律で禁止される行為に用いられた船舶や漁具、漁獲物等は没収される。(第307条及び第308条)

参考文献(インターネット情報は2015年12月14日現在である。)

- ・Illegal, Unreported, and Unregulated Fishing Enforcement Act of 2015, Congress.gov <<https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-bill/774>>
- ・Port State Measures Agreement, FAO <<http://www.fao.org/fishery/psm/agreement/en>>
- ・「劣化から再生へ 世界の海洋のレスキュー・パッケージ」世界海洋委員会報告書要旨2014 <http://www.globaloceancommission.org/wp-content/uploads/GOC-Report-Summary.2014.FINAL_.JAP_.pdf>